

法吉小 いじめ防止に関わる基本方針

いじめ防止対策推進法 第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

学園の教育目標

心豊かに学び合い、自他ともに高まろうとする児童・生徒の育成

めざす児童・生徒像

- ・すすんで学び合い、創造しようとする児童・生徒
- ・思いやりの心をもって、他の人と協力して活動する児童・生徒
- ・心身共にたくましく、健康で最後までねばり強くやりぬく児童・生徒

重点目標

『つながり合う集団づくり、学び合う授業づくり』

いじめは子どもの人権に関わる深刻な問題で、その解決は大きな課題です。本校では、学校教育目標に基づき、下記の理念を尊重し教育委員会や家庭、地域と一体となって、継続していじめを生まない・許さない教育環境づくりを進め、いじめ問題の未然防止と解決に向けて取り組みます。

基本理念

- ・「人を大切に育てる」ため、思いやりの心とゆとりの心を大切に、子ども誰もがお互いを助け合い、生き生きと楽しく学べる学校・学級づくりを進める。
- ・いじめは、どの学級、どの子にも起こりうる問題と捉え、早い時期に気づき、積極的に認知し、重大な事態を防ぐ対応を進める。
- ・子どもがいじめを自分の問題として受け止め、望ましい集団、学校・学級づくりのために、自分や友だちを大切に合わせる態度を育てることを目指す。
- ・いじめを受けた子どもの生命・安全をしっかりと守り抜く姿勢を明確にし、迅速かつ組織的に対応する。

学校教育目標

ふるさとを愛し、自ら学び心豊かにたくましく生きる子どもの育成

めざす子ども像

- 知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育成する。
- ほん気で考える子【自ら学ぶ子（知）】
主体性（めあてや見通しをもって学ぶ姿勢）
協同性（友達と学び考えをより広め、より深める姿勢）
を身に付けている子
- つよい心を持った子【思いやりのある子（徳）】
社会性（規範意識、責任、判断力、礼儀、ふるまい）
人間性（思いやり、感動する心）を身に付けている子
- きょうも元気な子【たくましい子（体）】
基本的な生活習慣（早寝、早起き、朝ご飯）
たくましい心と体（物事を最後までやり遂げる気力、体力）
を身に付けている子
- このまちを大切に子【ふるさとを愛する子（知・徳・体）】
ふるさと（法吉、松江市、島根県、日本、世界）を愛する子
地域の「ひと・もの・こと」とふれあい、楽しむ心
を身に付けている子

校内体制（統括：主幹教諭）

【生徒指導体制：生徒指導主任】

- ・いじめ問題対応会議（対応会議） ※以下、いじめ問題対応チーム
校長、教頭、主幹教諭（生徒指導主任）、教育相談コーディネーター、人権教育主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、（SC、SSW）
保健の会役員、法吉地区人権教育推進協議会会長
- ・家庭訪問、保護者面談（随時）
- ・ケース会、校内人権委員会（随時）
- ・サポート会議（市教委連携、随時）
- ・関係機関連絡会議（各機関連携、随時）

【教育相談体制：教育相談コーディネーター】

- ・ケース会（随時）
- ・教育相談週間（6月、11月）
- ・SC相談日（月2回程度）
- ・教育相談アンケート（学期1回）
- ・アンケートQ-U（6月下旬、10月下旬）
- ・ふれあいルーム、相談室の活用

【特別支援教育体制：特別支援教育コーディネーター】

- ・校内就学委員会（校内委員会）（随時）
- ・ケース会（随時）
- ・にこサポ等支援
- ・特別支援学級と交流学級の調整
- ・通級指導教室の活用
- ・諸検査の活用
- ・関係機関連携（随時）

連携（主なもの）

【家庭・保健の会との連携】

- ・授業公開日
- ・保健の会広報（年2回発行）
- ・学校評価

【地域との連携】

- ・学校運営協議会
- ・町民運動会、文化祭（公民館）
- ・総合的な学習等での地域とのふれあい
- ・学校だよりの公民館配布（月1回）

研修（主なもの）

- ・法吉っ子を語る会（指導・支援職員会議）
- ・人権教育研修会（年1回）
- ・職員アンケート（随時）・人権教育公開授業（年1回）
- ・生徒指導研修会（いじめ認知・対応、QU研修等）
- ・いじめ事例に基づく職員研修

いじめの未然防止

全教職員が愛情をもち、児童一人一人の自尊感情を育て、組織的にいじめを生まない風土づくりに取り組む。

- 互いに認め合い 支え合い 助け合う仲間づくり
 - ・子ども同士のかかわり合いを取り入れた「わかる授業づくり」
 - ・一人一人を大切にする「学級づくり」
 - ・自尊感情の育成
 - ・一人一人のニーズに対応した学習支援
 - ・全校児童の仲間意識を高める児童会活動（4月：1年生を迎える会、2月：6年生を送る会等）
- 命や人権を尊重し、豊かな心を育てる
 - ・人権教育の充実（人権期間の取組）
 - ・道徳教育の充実（道徳科、日々の指導）
 - ・体験活動の充実（体験を取り入れた学習）
 - ・特別な支援を要する児童に係わる理解教育
 - ・「いじめ相談電話ホットライン」の紹介
- 「メディアモラル学習」の実施
 - ・児童、保護者を対象とした情報提供・啓発活動の拡大

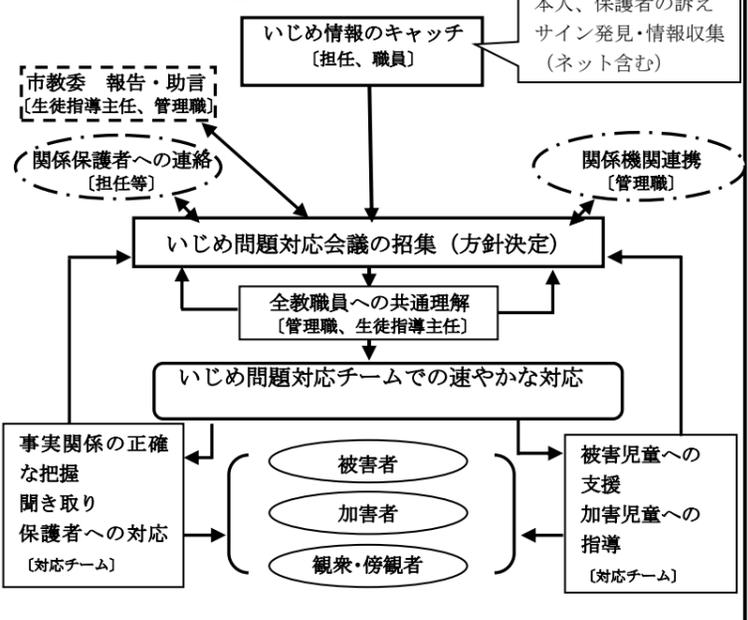
いじめの早期発見・早期対応

日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努め、小さな変化を敏感に察知し、児童や学級の様子を定期的に把握し、対応する。

- 日々の観察
 - ・朝の健康観察や授業、休憩、給食、清掃、放課後等の雑談の機会等に、児童の様子に目を配る。
- 日記・作文等
 - ・日々の記載から児童の様子をつかむ。気になる点は迅速に対応する。
- 教育相談
 - ・教育相談期間（6月、11月）を設け、全員の児童と面談する。
- アンケートや調査
 - ・アンケートQ-Uや心のアンケートから児童の実態を把握する。
- 「いじめ問題への学校の取組振り返りシート」の全職員実施、集計、課題と成果の確認（2学期末実施）
「いじめ問題への学校の取組振り返りシート」を活用した点検を行う。

いじめに対する対応・連携

いじめられた児童に非はないという認識に立ち、迅速に適切な対応を進める。学校の問題としてとらえ、組織的な対応により問題の解決を図る。



重大事態への対応

いじめにより重大事態が発生した場合はその収束と、同種の事態の発生を防止するため、速やかに教育委員会と連携し対応を進める。

（裏面チャート図参照）

重大事態

- ①児童生徒が自死を企図した場合
 - ②身体に重大な傷害を負った場合
 - ③金品等に重大な被害を被った場合
 - ④精神性の疾患を発症した場合
 - ⑤相当期間（年間30日目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
- * 児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときを含む